

## 【マイナポータルを利用して寒河江市から転出される方へ】

寒河江市在住中は、市政発展のためご協力いただきまして誠にありがとうございました。

新しい住所地に引越しをされましたら、住み始めた日から**14日以内**に、転入した市区町村役場で手続き(転入届)をしてください。(正当な理由がなく14日以内に届出をしないときは、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。)

**\* 転入届に必要なもの ①転入される方全員のマイナンバーカード ②印鑑 など**

※新住所地でもご確認ください

手続きが必要な方	寒河江市での手続き	寒河江市来庁の必要性	新住所地での手続き
印鑑登録証をお持ちの方	転出(予定)日をもって登録が廃止されます。印鑑登録証(カード)はご自身で破棄してください。 【2階 市民生活課 0237-85-1854】	不要	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバーカードをお持ちの方	寒河江市での手続きはありません。	不要	継続利用を希望する方は手続きをしてください。
国民健康保険の被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険証、限度額認定証等を窓口または、郵送にて返還ください。転出(予定)日から寒河江市の保険証は使用できません。</li> <li>■山形県内の市町村へ転出される方は、高額療養費の自己負担限度額が軽減できる場合があります。詳しくは健康福祉課国保医療係へご相談ください。</li> <li>■就学のための転出や病院や施設等への入院、入所のための転出の場合、引き続き寒河江市の国民健康保険証が使用できる場合があります。詳しくは健康福祉課国保医療係までお問合せください。 【ハートフルセンター内 健康福祉課 0237-85-0327】</li> </ul>	不要	国民健康保険に加入される場合は、新たに加入手続きをしてください。
国民年金加入者(第1号被保険者)	寒河江市での手続きはありません。 (外国人住民の方で、脱退一時金を請求される場合は、日本年金機構へお問合せください。 【0570-05-1165】)	不要	免除申請をしている方で世帯主に変更があった場合は、手続きを確認してください。
後期高齢者の保険証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山形県内へ転出の方 寒河江市での手続きはありません。</li> <li>■山形県外へ転出の方 後期高齢者医療負担区分証明書の交付を受けてください。 【ハートフルセンター内 健康福祉課 0237-85-0327】</li> </ul>	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山形県内への転入の方 転入後、新住所の被保険者証が交付されます。</li> <li>■山形県外への転入の方 後期高齢者医療負担区分等証明書を持参し、新住所の被保険者証の交付を受けてください。 ※旧住所の被保険者証は新住所地の市町村へ提出してください。</li> </ul>
介護保険被保険者証所持者	介護保険被保険者証を郵送にて返還ください。 (住所地特例施設への転出を除く) 【ハートフルセンター内 高齢者支援課 0237-85-0777】	不要	
介護保険 要支援・要介護認定者	介護サービスの支払いが終わったら、介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証を郵送にて返還ください。 (住所地特例施設への転出を除く) 【ハートフルセンター内 高齢者支援課 0237-85-0777】	不要	転入日から14日以内に、要介護・要支援認定申請書を提出して寒河江市で要介護・要支援の認定を受けていたことを伝えてください。 ※寒河江市における介護度等を記載した受給資格証明書は、必ずしも必要ではありませんが、提出が必要な場合は、寒河江市高齢者支援課へご連絡ください。 【高齢者支援課 0237-85-0777】
福祉医療の受給者 ・子ども ・ひとり親家庭等 ・重度心身障害者等	県外への転出の場合は、福祉医療受給者証を窓口または郵送にて返還ください。転出(予定)日をもって資格がなくなります。 【ハートフルセンター内 子育て推進課 0237-85-0617】	不要	県内の場合、健康保険証と印鑑をお持ちのうえ手続きしてください。 県外の場合、制度が異なりますので新住所地へ必要書類をお問い合わせください。

裏面もご覧ください

手続きが必要な方	寒河江市での手続き	寒河江市来庁の必要性	新住所地での手続き
児童手当等の受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童手当受給者 消滅届の手続きが必要です。</li> <li>■児童扶養手当受給者 下記までお問合せください。</li> </ul> 【ハートフルセンター内 子育て推進課 0237-85-0617】	要	<p>転出(予定)日の翌日から15日以内に手続きをしてください。</p> <p>※15日以内に手続きをされないと、支給されない月が出てきますので、ご注意ください。</p>
小中学校の児童・生徒	<p>今までの学校から在学証明書・転校用の教科書給与証明書の交付を受けてください。</p> <p>※転出後も引き続き寒河江市の学校への通学を希望する場合は、学校教育課へご相談ください(許可条件有)。</p> 【4階 学校教育課 0237-85-1517】	原則不要 (※の場合は要)	<p>在学証明書・転校用の教科書給与証明書を持参して転校手続きをしてください。</p>
上下水道契約のある方	<p>使用中止の場合は、お早めに上下水道課へご連絡ください。</p> <p>使用中止の連絡がない場合は、使用水量が0m<sup>3</sup>であっても基本料金等を請求させていただきます。</p> 【上下水道課 0237-86-8511】	原則不要	<p>新住所地の窓口でご確認ください。</p>
原付バイク・軽自動車等を所有する方	<p>車検証等住所変更手続きが必要です。詳しくは下記までお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■原付バイク(125cc以下)及び小型特殊ナンバープレートと印鑑をお持ちのうえ、2階市民生活課で廃車手続きをしてください。</li> </ul> 【市民生活課 0237-85-1854】 <ul style="list-style-type: none"> <li>■軽二輪、小型二輪(125cc超)</li> </ul> 【山形運輸支局 023-686-4711】 <ul style="list-style-type: none"> <li>■軽三輪、軽四輪</li> </ul> 【軽自動車検査協会山形事務所 050-3816-1835】 <p>※軽自動車税に関することは税務課市民諸税係へお問合せ下さい。【税務課 0237-85-1696】</p>	要	<p>転入日から14日以内に新住所地にてお手続きが必要です。新住所地でお尋ねください。</p>
<p>■住民税について</p> <p>住民税は、その年の1月1日現在に住所があった市区町村で課税されます。</p> <p>寒河江市で課税された年度の住民税は、転出後も寒河江市への納税が必要になりますのでご注意ください。</p>			

※転出証明書に記載された転出(予定)日や新住所地に変更があっても転出証明書は有効です。転入先で変更事項をお申し出ください。

※都合により転出を取りやめる場合は、速やかに転出取消の手続きをしてください。

お問い合わせ

寒河江市役所市民生活課

TEL0237-85-1854